

酪農光熱動力費高騰対策事業

事業概要

令和6年度以降も酪農経営を継続し、他畜種に比べ光熱動力費の負担が大きい酪農経営に対し、掛かり増し経費の一部を支援するもの。

助成対象頭数

令和7年1月1日に飼養している乳用種雌

助成単価（定額）

- 令和7年1月1日に飼養している乳用種雌
（2歳以上） 1頭あたり3,000円
- 令和7年1月1日に飼養している乳用種雌
（1歳以上2歳未満） 1頭あたり750円

事業実施主体

みやぎの酪農農業協同組合
宮城県酪農農業協同組合
全国農業協同組合連合会宮城県本部

取組主体

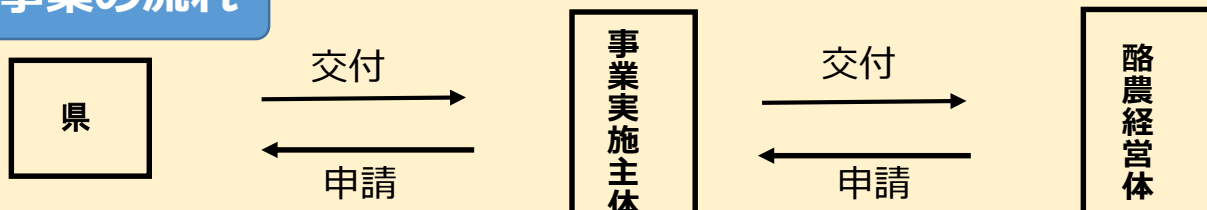
要件

- 県内の農場において酪農を営んでいること
- 補助対象者として不適当ではない者
- 令和6年度以降も経営を継続する方

申請に必要なもの（取組主体）

酪農光熱動力費高騰対策事業参加申込書（別添様式第1号）に令和6年度以降も酪農経営を継続することなどを誓約し、事業主体に申請。

事業の流れ



別添様式第1号（第3関係）

〇〇年度酪農光熱動力費高騰対策事業参加申込書

年 月 日

（事業実施主体の代表者） 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

〇〇年度酪農光熱動力費高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、下記の各号について誓約の上申し込みます。

記

- 1 私は、宮城県内の農場において酪農業を営んでいます。
- 2 私は、令和 年 月 以降も酪農経営を継続します。
- 3 私は、申込書の内容に不正があった場合は、事業参加申込を取り下げます。また、補助金の受領後に不正が発覚した場合は、補助金を返還します。
- 4 私は、補助対象者として不適当な者※に該当せず、また、将来においても該当しません。

※補助対象者として不適当な者

- 1 暴力団（暴力団排除条例〔平成22年宮城県条例第67号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- 3 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 5 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

事業のスケジュール

1月下旬

- ・ 取組主体から事業実施主体へ書類提出

2月下旬

- ・ 事業実施主体が、対象牛の個体識別情報を入手。
- ・ 補助金交付申請
- ・ 補助金交付決定、概算払い請求
- ・ 概算払い

3月中旬

- ・ 実績報告
- ・ 履行調査、額の確定